

# 論文の和文要旨

## 論文題目

現代イスラーム法思想の概念的検討 —ムスリム・マイノリティ法学がイスラーム法学に提起する問題を中心に—

## 氏名

松山 洋平

本稿では、「ムスリム・マイノリティ法学（以下、マイノリティ法学）」の論客の論理と、古典イスラーム法学とを概念的なレベルで比較し、同法学が持つ思想的特徴の抽出を試みた。その結果得られた結論は以下の通りである。章ごとに順にまとめる。

本稿は全部で三つの部、各部二章構成の全六章から構成される。

第I部では、マイノリティ法学の誕生と展開の過程を追い、この法学をめぐる一般的状況を整理した。第I部は、第1章と第2章からなる。

### 第1章

第1章では、マイノリティ法学の提唱者や、その後の多方面への展開の様子、論客の顔ぶれや批判的見解など、この法学についての重要と思われる論点を概観した。本章で確認したことは次の通りである。

①語義：マイノリティ法学は、アラビア語で「フィクフ・アル＝アカッリーヤート・アル＝ムスリマ(fiqh al-aqalliyāt al-muslimah)」と呼ばれる。「ムスリム・マイノリティのイスラーム法学」を意味する。

②論じられる問題領域：マイノリティ法学で論じられる領域は、非ムスリム諸国に居住することの是非、世俗主義政体の活動に加担することの是非、イスラーム法の実施の問題に便宜上分類できる。

③提唱者：マイノリティ・ムスリムのイスラーム法の問題は、1950年代からエジプト出身のユースフ・アル＝カラダーウィーが論じ始めていた。そして1994年前後に、イラク出身のターハー・アル＝アルワーニーによって、新しい学問分野として「マイノリティ法学」という概念が提唱された。

④展開：アルワーニーによって提唱された後、この概念は多くのウラマーの支持を受け、多方面で展開した。この法学の基礎理論を論じた書籍や関連ファトワーを集めたファトワー集が出版された。いくつかの組織では、マイノリティ法学がその方針として採用された。マイノリティ法学の知名度は、公的な立場から言論を発する人物に限定されるものではなく、一般信徒の間でも、その正当性が議論されるようにまでなっている。

⑤批判的見解：マイノリティ法学に対しては、様々な批判が提起されている。

本稿では、解放党の活動家アースィフ・カーン、オックスフォード大学教授ターリク・ラマダーン、ダマスカス大学シャリーア学部元学部長ラマダーン・アル＝ブーティーの批判を取り上げた。

カーンは、マイノリティ法学で援用される概念の使用法や理解の誤りを批判する。ラマダーンは、西洋におけるムスリムを、あらかじめ社会から疎外された「マイノリティ」として表象するマイノリティ法学のメンタリティを批判する。ブーティーは、多元的なイスラーム法学の運用に反論し、イスラーム法学が通用しない土地からの「ヒジュラ（移住）」の義務を訴える。

## 第2章

第2章では、マイノリティ法学の論客たちがどのような性格を持つアクターであるのかを検討した。

マイノリティ法学は、活動地域も言論内容も異なる人物によって論じられている。彼らの共通点を挙げれば、彼らが広義の「ウラマー」に分類される人物だということである。

マイノリティ法学がウラマーによって提唱されているという事実は、彼らが、「イスラームが支配的ではない地域におけるイスラーム法学の規定」についての古典的な議論の蓄積を、どのように継承・処理しているのかという点を鑑みて、彼らの言論を読む視角を提起する。なぜなら、イスラームの「伝統」的言説を継承し、それとの連続性を保つことが、「ウラマー」というエージェントが彼ら独自のアイデンティティを保持する条件となるからである。

## 第3章

第II部では、イスラーム法学の古典的地表区分を構成する「ダール」概念を考察し、古典イスラーム法学における「ムスリム・マイノリティ」の位置づけを検討した。第II部は、第3章と第4章からなる。

第3章では、「ダール・アル＝イスラーム（イスラームの家）／ダール・アル＝ハルブ（戦争の家）」という地表区分に関わるいくつかの論点を整理し、この概念の全体像を把握することを目指した。本章で確認したことは以下の通りである。

①イスラームにおける「空間」：ムスリムは、他の空間とは異なる特定の意味を持つ空間を識別し、その空間と、その空間における行為を、宗教的なノモスの中に位置づける訓練を施される。そのような空間は、厠や自宅、マスジド（モスク）などの日常生活を構成する空間から、「巡礼地」のような「神話的空間」にまで、多岐に渡る。

「ダール・アル＝イスラーム」という概念は、諸空間を宗教的なノモスに関連付けて理解しようとするイスラームのメンタリティが政治的なレヴェルで展開されたものがある。

②「ダール・アル＝イスラーム」と「ウンマ」：「ウンマ」が理念的な意味での宗教共同体であり、全てのムスリムをその構成員に含む一方、「ダール・アル＝イスラーム」は、土地＝領土に基礎づけられた「国家的」共同体であり、その構成員は、それに身体的に帰属する。

③「ダール・アル＝イスラーム」の存立構造と機能：イスラーム法学では、ムスリムが政治的弱者として存在していたウンマ初期に異教徒との関係を規定していた法規定は、「戦闘の諸句(āyat al-qital)」によって「廃棄(naskh)」されたとされる。こうして、ムスリムが軍事的勝利をおさめた後の政治状況下で、イスラーム法学は大成した。そのためイ

スラーム法学は、ムスリムによって法的に統治される空間＝「ダール・アル＝イスラーム」という枠組みの存在を法解釈の前提とする。

「ダール・アル＝イスラーム」の概念は、ムスリムの政治的なレベルでのアジェンダを決定する機能、人間集団を分類しその関係性を規定する機能の他、イスラーム法学の各分野で、法規定の内容にも関係する。また、異なる民族・部族によって構成されるイスラーム共同体を、政治的に統合する機能も果たした。

④「ダール・アル＝イスラーム」の定義：古典的な学説の全般的な見解では、イスラーム法の諸規定の施行が「ダール・アル＝イスラーム」の条件の基軸となる。また、一度「ダール・アル＝イスラーム」となった土地が「ダール・アル＝ハルブ」に転移するか否かについては見解の相違がある。

⑤「ヒジュラ」の規範性：「ダール・アル＝ハルブ」にムスリムが居住することについては、それを無条件に禁じる説と、条件付きで許容する説とがある。

#### 第4章

第4章では、「ダール」の概念によって地表が区分されることの意味を考察した。

二つの「ダール」に基づく地表区分が設定されることの意味は、事実認識として、イスラーム法の諸規定が施行されている空間をそうではない空間と区別することでも、規範的な意味で、イスラーム法の諸規定が施行されるべきである空間をそうではない空間と区別することでもない。そうではなく、「ダール」の概念によって、異なる複数の「ダール」の間で、異なるイスラーム法のルールが適用されることが規定されているのである。すなわち、「ダール・アル＝イスラーム」には「ダール・アル＝イスラーム」で適用されるべきイスラーム法のルールがあり、「ダール・アル＝ハルブ」には「ダール・アル＝ハルブ」で適用されるべきイスラーム法のルールがある。

この意味で、マイノリティ法学の課題である、「イスラームが支配的ではない地域における学規定」は、古典イスラーム法学の中でも既に論じられてきた問題領域であると言える。それゆえ、マイノリティ法学を提唱しているウラマーの課題は、「本来ダール・アル＝イスラームで適用されるべきイスラームのルールを、ダール・アル＝ハルブの中で実践する方法」ではなく、「古典イスラーム法学において、ダール・アル＝ハルブで適用されるべきとされているルールを、現代の非ムスリム諸国のムスリムに適用する法学として、どのように継承・改革するのか」という点にあることがわかる。

#### 第5章

第Ⅲ部では、マイノリティ法学の言論と古典イスラーム法学のそれとを概念的なレベルで比較し、マイノリティ法学のエートスを抽出した。第Ⅲ部は、第5章と第6章から成る。

5章では、マイノリティ法学の論客の方法論を類型学的に解明した。筆者は、マイノリティ法学の論客を、新たなイジュティハードによるマイノリティ法学の構築を説く傾向を持つ「古典イジュティハード脱却型」と、古典的イジュティハードの直中にマイノリティ法学構築のヒントを模索する「古典イジュティハード依拠型」に分類した。

このように、マイノリティ法学の論客は其々異なるアプローチから理論武装を行っている。しかし、こうした方法論的異同にもかかわらず、同じ問題について布告された彼らのファトワーは、およそ同様の結論を提示している。彼らは、マイノリティとして生きるムスリムのニーズに適う結論をあらかじめ想定し、その結論に達するための解釈を様々な方法で模索していると言える。

#### 第6章

第6章では、マイノリティ法学が、古典イスラーム法学が備える「法的安定性」を瓦解されるような性質を持つことを示した上で、この法学が、現代のムスリムにとってどのような意味を持ち得るのかについての所論を示した。

古典的なイスラーム法学は、「法的安定性」の維持を指向する装置を備えていた。第一に、法学派(madhhab)の形成とタクリド(先人への盲従)の伝統、および、タルフイーク(複数法学派の見解の継ぎ接ぎ)の禁止によって解釈地平が制限されることで、法的安定性が確保される。第二に、古典イスラーム法学は、一種の「体系性」を備える。つまり、個々の法的問題の性質が、その問題が分類される分野以外の分野において使用される語彙・概念との関係のなかで画定され、複数の異なる領域間に相互参照の関係があるということである。こうした体系的な法は、土地に基礎づけられた具体的な社会である「ダール・アル=イスラーム」という概念によって具象化された。

一方、マイノリティ法学の言論では、法学派の拘束力や「ダール」概念の今日的有効性が否定され、同一の問題に対して、古典的な学説とは異なる結論が提起される。つまり、マイノリティ法学においては、法体系の全体的整合性ではなく、各々の事案における局所的正当性が追求される。つまり、マイノリティ法学で論じられる個々の問題では、他の分野との関連性が問われず、「全体性」が思考の枠外に置かれる。こうした性格は、ムスリム諸国のようなプラットフォームの増幅を抑止する要素をもたないムスリム・マイノリティ社会を対象とするマイノリティ法学の言論空間において、顕著に表れ得たのである。

このような特徴を持つマイノリティ法学は、ミクロロギー的解釈を可能とする。ミクロロギー的な法は、普遍的な規範の維持を目的とせず、その場その場での状況倫理を追究する。そうすることでこの法は、体系重視の法においては体系の中に埋もれてしまうであろう個々の人間に照準を合わせた法解釈を実現する。またマイノリティ法学の教説では、イスラームの圏域と異教の圏域を峻別せず、多文化の混在したフラット化された世界観が提唱される。そのためこの法学は、今日の多文化共生社会において、ムスリムが他者との共生を実現するための概念的な前提を提供する。